

「資金決済法上の暗号資産又は金融商品取引法上の電子記録移転権利に該当する ICO トークンの発行及び保有に係る会計処理に関する論点の整理」に対する意見

2022 年 6 月 8 日

太陽有限責任監査法人

ブロックチェーン監査検討プロジェクト

当監査法人のブロックチェーン監査検討プロジェクトは、2022 年 3 月 15 日に公表されました「資金決済法上の暗号資産又は金融商品取引法上の電子記録移転権利に該当する ICO トークンの発行及び保有に係る会計処理に関する論点の整理」に係るコメント募集について、以下のとおり意見を申し上げます。

（質問 1）基準開発の時期（第 9 項から第 26 項参照）

基準開発の時期を決定するために考慮すべき要素として、基準開発の必要性及び緊急性、並びに現時点で基準開発する場合に想定される困難さを挙げた上で、それらの項目に関連する現在の状況について説明しています。

国際的な基準開発に先行して我が国の基準開発を着手し、その後に国際的な会計基準が開発された場合には、再度我が国の基準開発を行う可能性があります。一方、会計基準が定まっていないことに起因して、対象取引への取組みが阻害されている状況等が生じている可能性があります。

これらの状況を踏まえ、現時点において速やかに基準開発に着手すべきと考えますか又は速やかに着手すべきではないと考えますか。また、それはなぜですか。速やかに着手すべきではないと考える場合、どのようなタイミングで基準開発に着手すべきと考えますか。また、それはなぜですか。

（意見）

現時点において速やかに基準開発に着手すべきと考えます。

現時点で想定する一定の経済的実態に基づき、将来的に見直しの要否の検討を行うこと、及び私法上の取扱いが明らかとなった際の見直しの要否の検討を行うことを前提とした当面の取扱いを定めることを目的として、基準開発に着手すべきと考えます。また、国際的な基準開発が行われた場合には国際的な基準との整合性について分析を行い、当該分析の結果によっては再度我が国の基準開発を行うことを検討することを予定することとなると考えます。

（理由）

2018 年 3 月に公表された実務対応報告第 38 号「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い」においては、必要最小限の項目について、実務上の取扱いを明

らかにすることを目的としており、ICO トークンの発行に対する会計処理については定められていません。

しかしながら、事業会社からは、ICO トークンの発行に対する会計処理及び監査に関する問い合わせがあるが、会計上の取扱いが定まっていないため、ICO トークンの発行の障害になっている状況があります。そのため、ICO トークンの発行に係る会計上の取扱いについて早期に当面の取扱いを定めることが経済活動の阻害要因を除去することとなると考えます。

(質問 2) ICO トークンの発行者における発行時の会計処理 (第 28 項から第 36 項参照)

ICO トークンの発行者が財又はサービスを提供する義務を負担している場合の会計処理については、ICO トークンの発行取引の実態をどう捉えるのが論点であるとしており、(1)契約自由の原則の下で自発的に発生した独立第三者間取引においては経済的に等価交換が成立している（その結果、発行時に利益を計上するケースは生じ得ない。）とする考え方と、(2)提供する財又はサービスの価値が調達した資金の額に比して著しく僅少であるケースの存在を ICO トークンの発行取引の実態を示す特徴の 1 つとして捉え、当該取引を会計上適切に描写するため、等価交換が常に成立しているものとしては取り扱わない（その結果、発行時に利益を計上するケースは生じ得る。）とする考え方を説明しています。これらの考え方のうち、どちらが適切と考えますか。また、それはなぜですか。見解の根拠として、ICO トークンの発行取引の実態をどのように捉えているか、想定する具体的な発行取引の主な特徴を併せてご回答ください。

(意見)

個々の取引ごとに取引の実態が (1) または (2) に該当するのかを判断し、会計処理することとする取扱いが適切と考えます。

すなわち、提供する財又はサービスの価値が調達した資金の額に比して著しく僅少であるケースの場合には等価交換が常に成立しているものとしては取り扱わない（その結果、発行時に利益を計上するケースは生じ得る。）ことが適切であると考えます。

また、提供する財又はサービスの価値と調達した資金の額に重要な乖離がない場合には、契約自由の原則の下で自発的に発生した独立第三者間取引においては経済的に等価交換が成立している（その結果、発行時に利益を計上するケースは生じ得ない。）として取り扱うことが適切であると考えます。

(理由)

ICO トークンの発行取引については、発行者が財又はサービスを提供する義務を負担するとしても、その財又はサービスの価値が調達した資金の額に比して著しく僅少であるケースにおいて、等価交換が成立していることを前提とする処理は実態に即しておらず不適切と考えます。したがって、ICO トークンの発行取引については、発行者が財又はサービスを提供する義務を負担するとしても、その財又はサービスの価値が調達した資金の額に比

して著しく僅少であるケースにおいては当該取引を会計上適切に描写するため、等価交換が常に成立しているものとしては取り扱わずその結果、発行時において、差額としての利益（又は損失）が生じ得ると考えます。

しかしながら、ICO トークンの発行取引にも様々なケースが想定され、提供する財又はサービスの価値と調達した資金の額に重要な乖離がない場合には、契約自由の原則の下で自発的に発生した独立第三者間取引においては経済的に等価交換が成立している（その結果、発行時に利益を計上するケースは生じ得ない。）として取り扱うことが適切であると考えます。

そのため、個々の取引ごとにいずれが実態に応じているかを判断し、会計処理する取扱いが適切と考えます。

（質問 3）資金決済法上の暗号資産に該当する ICO トークンの発行及び保有に関するその他の論点（第 38 項及び第 39 項参照）

本論点整理の第 38 項及び第 39 項を踏まえ、ここで示されている考え方に同意しますか。同意しない場合、それはなぜですか。また、ICO トークンの発行の会計処理について、掲げられた論点のほかに、検討すべき論点がありましたらご記載ください。

さらに、ICO トークンの保有の会計処理については、発行者が保有する場合を除き、実務対応報告第 38 号「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い」において定めがありますが、当面必要と考えられる最小限の項目に限定されているため、検討すべき会計上の論点の有無について確認することが考えられます。現時点において、会計基準の定めがないことに起因して会計処理の多様性が生じているような会計上の論点があると考えますか。論点があると考える場合、それはどのような論点ですか。

（意見）

第 38 項及び第 39 項の考え方に同意します。

また、ICO トークンの発行の会計処理について、ICO トークンの発行後に第三者から当該 ICO トークンを取得し、再度発行した場合についての取扱いについても検討することが必要と考えられます。

（理由）

（1）第 39 項①の考え方について

ICO トークンの発行において、自己に割り当てた部分については、内部取引の状態であり、その発行は実現しているとは言えないと考えます。そのため、第 39 項①の考え方に賛成します。

（2）第 39 項②の考え方について

ICO トークンの発行後に第三者から当該 ICO トークンを取得した場合については、自己株式を取得した場合の会計処理との整合性、債務の償還と同様の性質を有するこ

と、及び自己が発行した ICO トークンを取得することに伴い当該 ICO トークンに係る発行者の義務が自己に対する義務に変化するという状況を考慮すると、関連する負債の消滅又は控除として取り扱う方法が適切であり第 39 項②の考え方に賛成します。

(質問 4) 電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有に関する論点 (第 40 項及び第 41 項参照)

本論点整理の第 40 項及び第 41 項を踏まえ、ここで示されている考え方に同意しますか。同意しない場合、それはなぜですか。また、掲げられた論点のほかに、検討すべき論点がありましたらご記載ください。

(意見)

第 40 項及び第 41 項の考え方に同意します。

(質問 5) その他

その他、本論点整理に関して、ご意見がありましたらご記載ください。

(意見)

ICO (Initial Coin Offering) の定義を明確にするべきと考えます。

(理由)

本論点整理では、「その他権利型」及び「無権利型」のうち、資金決済法上の暗号資産に該当する ICO トークンを対象とされていますが、ICO 自体の定義が明確ではないと考えます。金融庁が 2018 年 12 月に公表した「仮想通貨交換業等に関する研究会」報告書によれば、「ICO (Initial Coin Offering) について、明確な定義はないが、一般に、企業等がトークンと呼ばれるものを電子的に発行して、公衆から法定通貨や仮想通貨の調達を行う行為を総称するものとされている。」と記載されています。

しかしながら、会計基準を設定するに当たり、ICO (Initial Coin Offering) について、明確な定義がないと基準の適用関係が不明確となるものと考えます。

以上